

3. (Gno.6) 憲法裁判の基礎理論 (憲法裁判研究会)

代表：畑尻 剛

1982/10/29 (承認) 1983 年度 (開始)

【研究の目的】

現在の研究は、従来の研究(旧西ドイツとオーストリアについて両国の憲法裁判制度を具体的に比較検討し、その共通点と相違点を明確にし、よって憲法裁判制度の本質を究明しようと努めた)を踏まえ、憲法裁判のより基礎的かつ本質的な理解の探求、具体的に言えば、憲法裁判と民主主義の関係の問題を究明しようとするものである。

【研究活動及び成果】

総括

ドイツの連邦憲法裁判所の組織・手続・権限に関するハンディで標準的な概説書である Michael Sachs, Verfassungsprozessrecht, 4 Aufl. 2010 を共同研究参加者 15 名が分担して翻訳し、2022 年度に日本比較法研究所の翻訳叢書として刊行する計画が進行している。2020 年度は、著者・出版社の承諾をえてその版權を取得し、分担翻訳者を決定した。

同時に、畑尻 剛・工藤 達朗編『ドイツの憲法裁判 (第 2 版) : 連邦憲法裁判所の組織・手続・権限』 (中央大学出版部、2013 年) を改訂するために、連邦憲法裁判所法の最新の法改正を検討して改訂のための基礎資料を作成した。あわせて、第 3 版の執筆担当者 24 名を決定した。